

第5章 高齡者福祉施策



第5章 高齢者福祉施策

1. 暮らしを包括的に支える環境の整備（介護サービス等の充実、生活基盤の包括的整備促進など）

(1) 地域包括ケアシステムの機能の充実

① 地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センターの機能強化を目的として、直営の基幹型及び委託による地域型の設置を進めるとともに、地域相談センター機能を含めた地域包括支援センター業務等に関する充実強化を図ります。

② 地域包括支援センターの周知・広報

- 高齢者の「身近な総合相談窓口」として認識・活用されるために、広報紙への掲載やパンフレット配布等を中心に引き続き、広報活動を推進します。
- 自治会等への出前講座を継続して実施し、高齢者の健康教育・指導を行います。
- 介護支援専門員、サービス事業所といった関係機関との連携による周知、民生委員や自治会等の地域との連携、地域デイサービスの場を活用した情報提供など、様々なネットワークを活用し、市民への周知を図ります。

③ 総合相談の充実（高齢者の包括的相談支援体制の充実）

- 地域包括支援センターの増設による機能強化を図り、センター間が連携して日常生活圏域ごとの高齢者の実態把握及び総合的相談等への対応を推進します。
- 第2層協議体を圏域ごとに開催し、生活基盤の実態把握や地域課題を明らかにし、問題の解決に向けて地域と共に検討します。
- 地域福祉に係る今後の動向として、「我が事・丸事」の地域共生社会の実現に向けて、包括的な相談支援体制が求められることから、様々な相談事が1か所で受けられる「ワンストップ型」での相談対応や体制づくりについての検討を進めます。

④ 権利擁護の推進

④-1) 権利擁護相談の充実

- 地域包括支援センターに配置されている専門職員による総合相談を充実させるとともに、関係機関等との定期的なネットワーク会議を持つなど、連携を密にして権利擁護や成年後見等に関する相談の充実に努めます。
- 民生委員児童委員や地域相談協力員へ権利擁護・成年後見制度活用方法等の周知を図るとともに、必要に応じた利用支援を図ります。
- 介護施設、病院等の関係施設だけでなく、親族等へも制度を理解してもらうため、広報紙やホームページのほか、自治会や地域デイサービス等で引き続き、周知事業を実施します。

④-2) 日常生活自立支援事業

- 認知症等による判断能力が不十分で親族等の後見の難しい方に対し、市社会福祉協議会における福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理などの日常生活自立支援事業を応援します。
- 高齢者が安心して社会福祉サービスを利用できる環境づくりを目指し、利用者の人権擁護、地域にあっては見守り体制の構築を推進します。

④-3) 虐待の早期発見と防止

- 相談窓口等から迅速な状況把握、関係機関との情報の共有化による的確な対応を図ります。また、臨時開催を除く年1回の高齢者虐待ネットワーク運営委員会の開催数を現行より増やし、関係機関との連携強化を図ります。
- 介護関係事業所への実施指導等において虐待防止の徹底を図り、高齢者や障害者の福祉施設及びサービス事業所に対して虐待防止の啓発を行います。
- 虐待防止条例等制定に向けた検討を図り、虐待防止の体制強化に努めます。

④-4) 成年後見制度利用支援事業の実施

- 判断能力が十分でない高齢者の権利擁護と福祉の保護を図るための成年後見制度であるが、制度を利用する必要性が高いケースであるにも関わらず、経済的理由などで制度を利用できない方への支援を行います。
- 自治会や地域デイサービス等の場における本事業の周知に努めます。

⑤地域ケア会議の充実

- 今後も引き続き、多くの事例を検討できるように地域ケア会議を実施します。
- 介護支援専門員連絡会と連携しながら、介護支援専門員が適正なケアマネジメント力を身につけるために、地域ケア個別会議等により資質向上を図ります。
- 介護支援専門員へ研修の成果が見える機会を構築し実践ケアプランへ繋げていきます。
- 地域課題を抽出し、解決に向けた検討につなげていけるよう生活圏域に設置する第2層協議体を活用した、生活支援コーディネーターによる検討事案についての協議を行います。

(2) 在宅医療・介護連携の推進による環境整備

①在宅医療と介護連携の体制整備（※切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築）

- 医療と介護の両方を必要とする状態の方が、地域で暮らしていけるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の整備を引き続き推進します。
- 南部地区医師会との緊密な連携、及び医療・介護関係者等との情報共有化の推進を引き続き取り組みます。
- 在宅医療・介護連携に関する相談支援の充実を図り、地域住民等に対する普及啓発を推進します。

- 南部地区医師会の「南部在宅医療介護支援センター」を活用し連携を強化し、病院等への入退院や在宅移行がスムーズに行える支援体制づくりを進めます。

②看取り・ターミナルケアの普及促進

- 終末医療に係る看取り・ターミナルケア等の普及促進について、看取り体制の充実に向け、医療機関、訪問看護ステーション、介護支援専門員等関係機関の連携を強化します。
- 消防本部、介護施設や有料老人ホーム等居宅系施設及び医療機関等と連携して、救急搬送時における迅速かつ適切な処置がなされるよう情報共有ツールの検討を進めます。

③新たな介護保険施設「介護医療院」への対応

- 新たに創設される介護医療院について、介護療養型医療施設の転換先として位置づけるほか、県の医療計画において転換が予定されている医療療養病床の転換先（または入院患者の移行先）となると想定されるため、今後の動向を見極めながら、県と調整を進めます。

(3) 認知症の早期対応による包括的支援

①認知症初期集中支援チームによる支援の充実

- 「認知症初期集中支援チーム」を中心に、認知症の初期支援を包括的・集中的に行い、認知症ケアの充実を図ります。

②認知症地域支援推進員による支援体制の強化

- 地域包括支援センターの機能充実に併せて「認知症地域支援推進員」を強化し、認知症高齢者やその家族への支援、認知症に関する相談等に対応し、自立生活のサポートを行う支援体制の構築を図ります。

(4) 包括的な生活支援サービスの推進

①生活支援におけるコーディネートの推進

- 市社会福祉協議会所属のCSW（地域福祉コーディネーター）と連携・協力し、情報共有を図りながら地域課題に対して、地域全体で支え考える仕組みとして、生活支援におけるコーディネートを推進します。
- コーディネート推進においては、協議体（第2層）・地域個別ケア会議等を活用し、地域住民にも「我が事」として課題の共有化を行い、共に協働して対応していけるよう会議運営を図ります。

(5) 介護保険サービスの質の向上

① 介護サービス事業所への指導及び監査

- 介護サービスの質の確保、介護保険制度の適正な運営が図られるよう、サービス事業者等への指導及び必要に応じ監査を実施します。
- 実地指導等を計画的に実施し、介護保険制度の適正な運営及びサービスの質の低下防止に繋げていきます。また、実施指導の実施に際しては、指導体制を整えます。

② ケアマネジメント力の資質向上

- 介護予防及び自立支援における効果的で適正なケアマネジメント力を身につけるために、介護支援専門員連絡会と連携を密にしながら、研修会や地域ケア個別会議等の開催により資質向上を図ります。
- 平成 30 年度より指定居宅介護支援事業者の指定業務等の権限移譲を受け、居宅事業所等への自立支援・重度化防止に向けた助言・指導を図ります。
- 介護支援専門員へ研修の成果が見える機会を構築し、実践ケアプランへ繋げるように図ります。
- 介護支援専門員のケアマネジメント力を高め、利用者の自立支援に向けたケアプランの作成を支援するため、「ケアプラン適正化支援マニュアル」の整備を図ります。

③ 介護人材の確保

- 介護サービス事業所における介護人材の確保等に資するよう、介護職員処遇改善加算の取得を促進し、介護人材の処遇改善を図り、介護人材の確保につなげます。

(6) 施設サービスの基盤整備に係る対策

① 地域密着型サービス等の整備充実

- 県地域医療構想における病床機能再編への対応、及び特別養護老人ホームへの入所待機者の解消を図るため、特別養護老人ホームの整備について県と調整を図ります。
- 地域密着型サービスの整備に関しては、地域密着型サービス運営協議会で具体的な内容を検討し、指定・選考委員会等で審議のうえ、計画的に整備します。
- 住宅型有料老人ホームの入居者において、利用者の適切な介護サービスに資するよう特定施設入居者生活介護型への移行促進を図ります。

② 通所系事業所の新規の指定申請に対する対応

- 通所系事業所の指定申請に対する対応について、地域密着型通所介護の指定管理に対しては計画量を踏まえた適正化対応を行い、県が許認可を行う居宅サービス等の指定に関しては、県申請に係る市長意見等により、提供量の適正化を勘案し対応します。

(7) 介護給付の適正化等の推進

① 介護給付等費用適正化事業の強化

- 事業者が適切なサービス提供、適正な請求等を行えるよう、ケアプランの点検、医療突合・縦覧点検、サービス受給者への給付費通知等を今後も継続して実施します。
- 通所介護における給付費の伸びに対しては、給付実績から市の利用状況を分析して、必要な人に必要なサービス量が提供されているか見極めるなど、給付の適正化を強化します。
- 住宅型有料老人ホームを利用する高齢者の通所介護利用について、必要な人に必要なサービス量が提供されているか見極めるなど、給付の適正化に努めます。
- 住宅改修に係る手続き等の適正化に向けて、適正価格の精査及びケアプラン点検等による審査事務の適正化を図ります。
- 福祉用具貸与及び購入の対応として、国による全国平均貸与価格公表資料を受け、審査事務の適正化対応を図ります。

(8) 包括的に支える住環境の整備

① 市営住宅の整備における住環境対策

- 老朽化した市営団地の建替え計画に独居高齢者などの住宅確保への要配慮対策を、今後も継続して盛り込んでいきます。
- 市営住宅建て替える際に、高齢者が住みやすいよう施設のバリアフリー化を充実させ、配慮された住宅をつくるよう進めます。
- 公営住宅の整備は住宅困窮世帯の対策が基本となっていることから、引き続き、高齢者、障害者など住宅確保の要配慮者などの救済策を位置づけるよう努めます。

② 住宅改修による住環境の整備

- サービスの周知について、今後も引き続きパンフレットやホームページでの周知を行います。
- 地域包括支援センターとの連携を図り、窓口や関係機関等からの相談時の紹介及び適切な活用等の案内を行います。

2. 健康的に暮らせる環境の整備（介護予防の推進、自立支援・援助の充実）

(1) 高齢者の自立支援＝介護予防・生活支援サービス事業の推進

①訪問型サービスの推進

①-1) 訪問介護予防サービス（国基準によるサービス）の実施

- 市の指定した事業所で、身体介護や病状管理が必要な方に対し、要介護への重度化を予防しながら、生活支援を図る訪問型サービスを行います。

①-2) 訪問型サービス A（市基準による、自立型サービス）の実施

- 市の委託した事業所で、身体介護や病状管理が必要ではない方への生活援助を行う訪問型サービスを行います。

①-3) 訪問型サービス B（生活応援隊）の実施

- 有償ボランティアである「生活応援隊」による原則 30 分以内を目途とした生活援助サービスを提供します。
- 住民等の多様な主体が参画した地域の支え合い等による訪問型のサービスについて、地域の実情に基づきながら、新たな展開について検討します。このため「地域ケア個別会議」や生活支援体制整備における「第2層協議体」を活用し、個別ケースや地域課題等の把握を行い、有効性あるサービスの実施に努めます。

①-4) 訪問型サービス C（短期集中型サービス）の実施

- 保健・医療の専門職が居宅を訪問し、生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等を短期間（3～6ヶ月）で実施し、生活機能の向上が図られるよう検討を進め事業実施につなげます。

①-5) 訪問型サービス D（移動支援）の実施

- 住民等の多様な主体の参画も含め、通所サービス等で外出する場合の移動支援や移送前後の生活支援について検討を進め事業実施につなげます。

②通所型サービスの推進

②-1) 通所介護予防サービス（国基準によるサービス）の実施

- 市が指定した事業所で、生活機能自立のための機能訓練等を行い、要介護への重度化を予防する通所型サービスを行います。

②-2) 通所型サービス A（市基準による、自立型サービス）の実施

- 市の委託した事業所において、小集団で運動機能向上プログラム等を実施し、身体機能の維持改善を図る通所型サービスを行います。

②-3) 通所型サービスB（住民主体による団体等への支援）の実施

- 地域の集会所等において、体操等の介護予防に資する活動等を定期的に提供する団体等に対して助成を行い、住民主体による通所型サービスの支援を推進します。
- 住民等の多様な主体が参画した地域の支え合い等による通所型のサービスについて、地域の実情に基づきながら、新たな展開について検討します。このため「地域ケア個別会議」や生活支援体制整備における「第2層協議体」等を活用し、個別ケースや地域課題等の把握を行い、有効性あるサービスの実施に努めます。

②-4) 通所型サービスC（短期集中型サービス）の実施

- 保健・医療の専門職が通いの場において、生活機能を改善するための運動機能向上や栄養改善等を短期間（3～6ヶ月）で実施し、生活機能の向上が図られるよう検討を進め事業実施につなげます。

③生活支援サービス（配食サービス）の実施

- 調理が困難な一人暮らしの要支援者等を対象に、弁当を配達し健康保持を図ります。また、本事業は見守りの観点からも効果が高いため、委託業者や地域の民生委員、地域相談センターとの情報共有及び連携を行い、見守り体制の強化を図ります。
- その他、地域ニーズや介護予防の観点から、必要に応じて新たな生活支援サービスの実施を検討します。

④介護予防ケアマネジメントの実施

- 介護予防が必要な対象者にアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、ケアプランを作成し、本人が自立した生活を送ることができるよう支援します。
- 地域ケア個別会議を開催し、介護予防及び自立支援に資するための効果的な方法について検討を行います。
- 介護支援専門員へ研修参加を促すとともに、研修の成果が見える機会を構築し、実践ケアプランへ繋げていきます。

(2) 高齢者の健康づくりと介護予防の推進

①介護予防把握事業の実施

- 高齢者の実態把握事業の実施については、地域包括支援センターにおいて、閉じこもり等で何らかの支援を要する高齢者の把握及び対応を行い、介護予防活動へ繋がられるよう訪問指導等を実施します。
- 迅速に高齢者等の介護、保健、医療の相談に対応し、権利擁護の観点から関係機関等との連携により、困難事例にも対応していきます。

②介護予防普及啓発事業の実施

- 地域デイサービスや老人クラブ等に出向くなど、介護予防の取り組みの重要性を啓発するとともに、市の窓口、広報紙や市のホームページを活用して高齢福祉や介護に関する情報の提供を行い、介護予防の大切さを周知していきます。
- 地域・自治会や民生委員児童委員等の協力を得て、介護予防に関する取り組みや介護保険制度、各種サービスに関する情報の周知・普及に努めます。

③願寿館教室の実施

- 楽しみながら効果的なトレーニングプログラムを提供し、一人ひとりの状況に応じた内容となるように充実を図ります。また、家庭で簡単にできる運動方法を指導し、健康保持と介護予防が一人でも行えるよう推進します。
- 地域からの依頼に応じ、出張運動指導を実施するほか、ストレッチリーダー、ボランティアなどの人材の確保と養成及び育成を行います。
- 健康づくりセンター願寿館の周知に努めます。
- 施設の耐久度調査の実施や、施設改修及び他の既存建物の利用など、老朽化している現在の願寿館の今後の利用・改善等について検討します。

④地域デイサービスの推進

- 今後も、地域デイサービスを実施し、各地域で継続的に多くの高齢者が参加し、介護予防や仲間づくり・生きがいつくりの推進を図ります。
- 協力員の不足について、利用者に対して積極的に周知するなど、利用者とともに考えていく機会を設け協力員の確保を促す。将来的にはポイント制導入の検討を図ります。

⑤かりゆし健康クラブ、いきいき健康クラブの実施

- 地域デイサービス中央型である「かりゆし健康クラブ」及び「いきいき健康クラブ」を継続し、介護予防を推進するとともに、運動指導員等の人材の確保に努めます。
- 当該拠点施設への移動支援の検討及び運動拠点の増設の検討を行います。

(3)生活習慣病の予防及び健康の取り組み推進

①特定健診・特定保健指導及び長寿健診の推進

- 市の「特定健診等実施計画」に基づき、内臓脂肪症候群に焦点をおいた健診を実施し、健康の保持・増進を図ります。
- 受診率向上を図るため、対象者へ個別通知、全世帯へチラシの配布、広報車での呼びかけ等による受診率向上を進めます。さらに、未受診者に対して電話や保健推進員等による訪問での受診勧奨、医療機関との連携で通院中の者の受診勧奨を行います。
- 健診結果を手渡ししながら、結果説明を全員に実施し、一人ひとりに対する健康管理や健康づくりの意識づけ等の保健指導を行います。
- 健康寿命の延伸に向けた予防・健康管理に係る取り組みとして長寿健診を推進します。

②がん検診の実施

- 職場でがん検診を受ける機会のない40歳以上の市民を対象に、がん検診（胃・肺・大腸・子宮・乳）を実施し、がんの早期発見に努めます。
- 受診率向上のため、現在実施している周知方法を継続して実施するほか、受診率の向上対策について検討を行います。

③生活習慣病予防の周知・啓発

- 生活習慣と病気との関係について正しい知識の普及啓発に努め、「生活習慣病予防にはまず健診受診」という点を、よりわかりやすく伝える工夫を行っていきます。
- 禁煙デー、健康増進普及月間、世界糖尿病デー等の機会を活用しながら、パネル展やチラシ配布等の実施を継続していきます。
- 健康相談や保健指導の機会を利用し、個人々人への生活習慣病予防の周知を図ります。

④健康いとまん21の推進

- 市の「健康いとまん21」について、平成29年度の中間評価及び後期計画に基づき、介護予防も視野に入れた若い世代からの健康づくりや健康保持・増進を図ります。

⑤食育の推進（※食生活改善推進による各種活動のサポート、助言など）

- 平成28年度に策定した、市の「食育推進・地産地消促進計画」に基づきながら、推進協議会による関係課及び関係機関の連携により、食育の取り組みを推進します。
- 「食」について考える習慣を身につけ、一人ひとりが自分にあった食事量の目安やバランスの取れた食事が摂れるように、検診結果説明時や健康教育の実施等により食に関する正しい知識の普及を図ります。

⑥中高年の運動の促進

- 日頃からの運動が、生活習慣病や介護の予防に効果的であることをこれまで以上に啓発するとともに、健診後の保健指導の場において、生活の中に運動を取り入れるように促します。
- 社会体育課と連携を図りながら、ウォーキング教室や市の願寿館やプール、体育館等の運動施設の利用を促進するなど、中高年の世代に継続的な運動を促します。
- より多くの中高年の方が参加できるような内容でイベントや運動機会を設けるように努めます。

⑦歯の健康の取り組み推進

- 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」において「歯のかみ合わせ」及び「歯の本数（20本以上）」と各種身体機能リスクとの関係が浮き彫りとなったことから、歯の健康と身体機能等との関係や、歯の健康の保持、かみ合わせの良い入れ歯の利用などについて、これまで以上に普及・啓発を図ります。

(4) 介護予防拠点の基盤整備

① 介護予防拠点の基盤整備

- 願寿館、ふくらしや館のほか、介護予防の事業を実施する拠点施設の整備の増設を検討し、高齢者が身近な地域で介護予防に参加しやすい環境の充実に努めます。

3. 楽しく明るく暮らすための環境の整備（気軽に交流や活動に参加できる環境整備など）

(1) 生きがいづくりの推進

① スポーツ・文化活動・生涯学習等の活動の推進

- 各種スポーツ大会や老人クラブのレク活動を通して、高齢者が楽しく、あるいは目標を持って参加する機会をつくります。

② シルバー人材センターの活用促進

- 高齢者が知識や経験、技術を地域社会で発揮し、活躍できる場であるシルバー人材センターについて、周知広報に努めていきます。
- シルバー人材センターを活用し、積極的に高齢者の就労機会を創出していきます。
- シルバー人材センターにおいて実施する介護人材等の養成講座を受講した方を活用し、介護予防・生活支援サービス等の充実に努めます。

③ 世代間交流の機会拡充

- 保育所や幼稚園及び認定こども園、学校、児童センター、児童クラブ等との連携を図り、高齢者と乳幼児、児童生徒がふれあい機会の拡充を図ります。
- 様々な場での学習機会、活動、地域行事を通しての世代間交流の機会を広げ、高齢者の生きがいづくりに貢献できるよう努めます。

④ 糸満市版長寿大学の実施

- 高齢者の生きがいづくりや生涯学習の場を提供するため、老人クラブと連携し、糸満市版の長寿大学の開校・開設を進めます。

⑤ 敬老会実施及び敬老祝金支給

- 高齢者を敬い長寿を祝うために、敬老会を今後も開催します。
- 敬老会の案内は、対象者へのハガキ案内に加え、広報紙の配布に併せてチラシの全世帯に配布を行い周知を図ります。
- 開催する際の場所や移動手段の改善について検討し、実施に努めます。
- 高齢者の敬老と長寿祝福のために、トーカチ、カジマヤー、満 100 歳への祝い金の支給を今後も実施します。

(2) 多様な通いの場の拡充

①地域デイサービスによる「高齢者サロン」づくりの推進

- 身近な地域で気軽に集い交流ができる場を確保するため、地域デイサービスによる「高齢者サロン」づくりを進めます。

②地域資源を活用した高齢者の活動拠点づくり

- 身近な場所での高齢者の活動を支援するため、地域の活動拠点の整備等に努めます。また、空き家等の活用による場の確保も検討します。

③家族介護者の集いの場の充実

- 既存の介護者の会など、地域の支援団体を中心に、会の活動を支援し、拡充させていただきます。また、会の活動支援を行うとともに、会に参加していない家族介護者の悩み等の相談する機会が増えるように、集いの場の充実を図ります。
- 家族介護者の会への活動支援及び介護講習会や研修会等を行うとともに、会に参加していない家族介護者の悩み等の相談する機会が増えるように、集いの場の充実を図ります。

④老人福祉センター等の整備検討

- 高齢者の活動の場、交流の場及び世代間交流等の場の拡充を図るため、老人福祉センター等の整備について検討します。

⑤公民館を活用した交流の充実

- 自治会公民館が、高齢者の交流や世代間交流の場として、より一層活用されるように、各自治会と連携し、推進します。
- 現在、主な活動拠点として自治会公民館を活用しているが、老朽化等による公民館については、和式トイレ等の洋式化や夏期の熱中症予防対策を図るための冷房機器等の設置などについて検討します。

(3) 老人クラブ活動の促進

①老人クラブへの加入促進

- 老人クラブの活動を支える市老人クラブ連合会が取り組む活動において、会員の加入促進事業の実施や休会中の老人クラブに対する活動再開継続の働きかけを促進します。
- 老人クラブが明るく楽しいクラブになるようレクリエーション等を取り入れながら、生きがいと健康づくりを推進し、高齢者自らの手で福祉の向上が図られるよう組織基盤のなお一層の充実に向けて支援します。

②組織強化の推進、リーダー等の育成

- 老人クラブのリーダー等の担い手不足解消に向けた取り組みの検討及びリーダーの育成にかかる方策について検討します。

4. 安心して暮らすための環境の整備と体制づくり(安心して暮らせる“地域福祉環境”の充実!)

(1) 高齢者の見守り活動の推進

①地域の見守りネットワーク体制の構築

- 連絡会開催、地域見守り隊の結成、老人クラブの友愛訪問などの連携により、一人暮らし高齢者や息子や娘と二人暮らしの高齢者等の見守り活動を推進し、地域支え合いの体制構築を図ります。
- 傾聴ボランティアなど、見守りに関連する事業等とも連携し、地域の見守りの輪を広げていきます。

②緊急通報システム事業の継続

- 一人暮らしで常時注意を要する高齢者の緊急時の対応を図るため継続して実施します。
- 民生委員児童委員や、支援を必要とする人の隣近所の協力（支援者の確保）など地域の協力体制を整え、情報の共有、日ごろの見守り、緊急時の支援体制の構築にも努めます。

③福祉電話設置事業の継続

- 見守り等の必要な一人暮らし高齢者等に対し福祉電話機器等を設置し、日常生活の便宜を図ることを目的に、引き続き実施します。

④配食事業による見守り強化

- 調理が困難な一人暮らしの要支援者等を対象に、弁当を配達し健康保持を図るとともに、本事業は見守りの観点からも効果が高いため、委託業者や地域の民生委員、地域相談センターとの情報共有及び連携を行い、見守り体制の強化を図ります。

(2) 認知症対策の推進

①認知症の理解促進と市民への周知(周知広報の充実、市民講演会等の開催など)

- 認知症への理解をより一層深めるため、市民講演会や認知症サポーター養成講座等の有効的な開催を実施し、普及・啓発の推進を図ります。
- 認知症キャラバンメイトと行政との情報共有を図るため、認知症キャラバンメイト連絡会を引き続き実施します。

②認知症サポーターの養成と活躍の場の拡充

- 認知症への理解を深め、市民への周知度を高めるため、認知症サポーター養成講座等を開催し、普及・啓発の推進を図り、安心して暮らせる環境づくりを目指します。
- 受講後のサポーターのフォローアップ研修の開催や活躍の場及び有効的な活用について検討します。

③認知症支援のネットワークづくり

- 認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業における協力事業者を増やし、行方不明高齢者等の早期発見ができる体制づくり、及び認知症高齢者等が安心して暮らせる環境づくりを目指します。

④認知症の家族介護者への支援（※認知症カフェ等の開設）

- 家族介護者等への支援を促進するため、認知症カフェ等を開催し、認知症の方、家族等に対して、安心して暮らせる環境づくりを目指します。

(3) 在宅生活に係る支援事業の推進

①介護用品支給事業

- 家族介護者への支援として、介護用品の支給（紙おむつ等の支給）を今後も継続して実施します。
- 該当者に対し、介護保険の支給決定通知を送付する際に事業についての案内を同封するなど周知を図ります。

②家族介護慰労助成事業

- 自宅で重度の要介護者を介護する家族に対し、慰労金の支給を引き続き実施します。
- 介護者への過重負担等に関する相談機会の充実と併せて本事業の周知に努めます。

③軽度生活援助事業

- 介護サービスには至っていないが、日常生活を営むうえで、援助が必要な高齢者への支援について、今後も継続して実施します。
- 地域包括支援センター、市社会福祉協議会、地域のボランティア及び民生委員児童委員等との情報共有を図り、地域による支援も活用しながら、事業展開を図ります。

(4) 地域における生活支援の体制づくりの推進

①生活支援コーディネーターによる生活支援サービスの検討

(※生活支援に資する地域資源等の開発などの検討)

- 第2層協議体で抽出した課題や情報を、第1層協議体(市町村圏域)にあげ、不足するサービスや担い手の創出、養成、活動する場の確保などについて検討します。

②協議体の運用と生活支援に係るネットワーク構築

- 生活支援体制整備事業を推進し、地域の支え合いの環境づくりを図るため、生活圏域において、第2層協議体を定期的で開催し、関係者等の情報交換・共有化及び関係者間の連携を強化します。
- 第2層協議体においては、特に地域課題抽出を中心に協議し、関係する地域住民にも「我が事」として課題の共有化を行い、共に協働して対応していただけるよう会議運営を図ります。

(5) 移動手段の確保、交通手段の充実

①送迎バス活用事業の継続対応

- 自動車学校や病院の送迎バスを活用した「送迎バス活用モデル事業」を継続して実施し、高齢者の移動手段の確保を図ります。
- 実施にあたっては、介護予防を実施している願寿館や社会福祉センターへの停車協力を依頼し、介護予防を受けやすいように努めます。

②外出支援サービス事業の継続

- 常時車イスを利用している外出困難な高齢者の通院支援を継続します。
- 介護保険サービスにおける事業活用の可能性を検討し、在宅支援の推進を図ります。

③新たな交通手段の整備促進(※新公共交通の検討、推進)

- 新たにスタートする市地域観光交通の試験運行事業において、移動手段を必要とする高齢者等が利用しやすくなるよう、負担軽減を図ります。また、本格的運行に向けて、高齢者の地域生活や地域活動を促進するための検討を行います。

(6) 災害時の対策の推進

①地域での防災体制の充実（※自主防災組織の結成促進等）

- 市の防災計画に基づき、防災対策、避難訓練等を行うとともに、自主防災組織の結成を促進するため、地域へのサポートを強化します。

②避難行動要支援者の登録の推進

- 避難行動要支援者の登録について、地域包括支援センターと連携を取りながら対象者の把握に努め、登録につなげていきます。

③救急医療情報キットの普及促進

- 一人暮らしの高齢者等に、かかりつけ医療機関や持病、家族の連絡先など緊急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを配布します。
また、キットについての関係機関等への周知を強化し、緊急時の活用が確実に行われるように図ります。

(7) ボランティア活動の推進と連携

①ボランティアの養成と活動支援の強化

- ボランティア活動推進校を対象とした福祉体験など、学校における生徒のボランティアの意識醸成やボランティアの機会づくり等を進めます。
- 地域デイサービスにおける不足する協力員について、利用者とともに考えていく機会を設けるなど、ボランティア活動としての協力員の確保を促します。
将来的には、ポイント制導入の検討を図ります。

②社協ボランティアセンターとの連携強化

- 市社会福祉協議会のボランティアセンターと連携を強化し、地域のボランティア活動の向上を図ります。

③傾聴ボランティアの促進

- 高齢者及び家族に寄り添い話し相手になる「傾聴ボランティア」の活動を支援し、活動の周知強化に努めます。

